

報告第 2 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 20 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和４６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改め、附則第７項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改め、附則第１９項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の北本市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。